

塩谷町告示第 56 号

塩谷町基幹相談支援センター事業実施要綱をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

塩谷町長 見形 和久

## 塩谷町基幹相談支援センター事業実施要綱

令和6年3月26日

訓令第8号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の2の規定に基づき、地域における障害福祉の相談支援の中核的な役割を担う拠点として塩谷町基幹相談支援センター(以下「センター」という。)を設置し、事業等の実施にあたり必要な事項を定めることにより、相談ネットワークの構築及び体制強化を図り、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域支援体制の構築を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 センターにおいて行う事業(以下「事業」という。)の実施主体は、塩谷町とする。  
2 町長は、事業の全部又は一部について適切な運営を行うことができると認められる場合には、法第77条の2第3項の規定により委託することができる。

(事業の内容)

第3条 前条による事業の委託を受けた事業者(以下「受託者」という。)が行う事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 困難ケース等への総合的・専門的な相談支援
- (2) 地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導及び助言並びに人材育成
- (3) 地域の関係機関との連携強化
- (4) 地域移行及び地域定着支援に係る関係機関との調整、普及啓発等
- (5) 障害者等に対する虐待防止及び権利擁護
- (6) 成年後見制度利用支援事業
- (7) 塩谷町地域自立支援協議会の運営業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法第77条の2第1項に規定する事業及び業務に関すること

(実施時間等)

第4条 センターの開設時間は、月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 センターは、開設時間外においても障害者等からの緊急の相談又は関係機関との連絡調整、虐待通報を受理するための電話等による連絡体制を確保するものとする。

(職員の配置)

第5条 センターには、事業の実施にあたり、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員(相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)いずれかの資格を有する職員を1人以上配置するものとする。

2 前項の職員は、事業に支障のない範囲において、他の業務と兼務することができる。

(事業に従事する者の責務)

第6条 受託者及びその職員は、事業の実施にあたっては、障害者等の意思及び人格を尊重するとともに、当該利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立にこれを行わなければならない。

2 受託者及びその職員は、事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加、他の職種との交流等あらゆる機会を捉え、事業の実施のための技術の向上を図るための自己研鑽に努めるものとする。

3 受託者及びその職員は、職務上知り得た障害者等のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、職務上知り得た障害者等の個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事業実施上の留意事項)

第7条 受託者は、事業に係る経理と他の事業に係る経理を明確に区分するものとする。

2 事業の利用者の利用料は、無料とする。

3 受託者は、相談受付票、台帳等を備えて、継続的支援の実施を図るものとする。

(報告等)

第8条 受託者は、毎月の相談内容及びその対応等の事業の実施内容について、翌月15日までに町長に報告しなければならない。

2 町長は、必要に応じて、事業の実施状況について調査を行うことができる。

(委託の取消し)

第9条 町長は、前条第2項の調査の結果、受託者が事業の機能を十分に果たせないと認められるときは、第2条の規定による事業の委託を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。